

# 福島県森林整備活動による二酸化炭素吸収量認証制度実施要領

第1条 この要領は、福島県内で企業・団体等が実施した植栽、下刈り、間伐などの森林整備の効果を二酸化炭素吸収量の数値で認証することにより、企業・団体等による森林整備活動への参画を促進し、もって地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能の持続的発揮と山村地域の活性化に資することを目的とする。

第2条 この要領において、認証の対象とするものは、次の各項に定めるところによる。

## (1) 対象とする森林

次に掲げるもので、県内に存し、開発行為等の土地の改変が行われる予定がないものをいう。ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木を除く。

ア 木が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木

イ 前号の土地の外、木の集団的な生育に供される土地

## (2) 対象とする森林整備

前項の森林において、企業・団体等が社会貢献活動として実施又は支援した次の森林整備活動とする。

ア 植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新のための森林整備

イ 下刈り、除伐及び間伐等の森林の健全な生育を促進する森林整備

## (3) 森林整備活動の方法

次に掲げるもので、森林所有者と森林の使用に関する協定などの文書を取り交わして実施する活動とする。ただし、自らが所有する森林において実施する場合には協定は不要とする。

ア 企業・団体等の従業員等の参加による森林整備活動

イ 企業・団体等が費用を提供する森林整備活動（森林組合等に委託して実施した森林整備など）

第3条 二酸化炭素吸収量の認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）は、企業及び団体等（学校及び森林ボランティア団体等を含む。）とする。

第4条 認証申請者は、認証申請書（第1号様式）に、実施した森林の整備等の内容を記載し、原則として次の期間に知事に提出するものとする。

区 分	申 請 期 間
第1回	毎年 5月1日から5月31日
第2回	毎年 9月1日から9月30日
第3回	毎年 1月1日から1月31日

- 2 認証申請書は、当該申請地を所管する福島県農林事務所長を経由して提出することができる。

第5条 知事は、提出された認証申請書及び添付書類の確認を行うとともに、認証申請者の協力のもと原則として現地調査を行い、当該認証申請書に係る森林整備活動が次に掲げる要件すべてを満たしていると認める場合には、当該認証の申請に係る事案及び次条の規定により算定する二酸化炭素吸収量について、二酸化炭素吸収量認証委員会の審査に付さなければならない。

- (1) 県内の森林で実施された森林整備であること。
- (2) 平成21年4月1日以降に実施された森林整備であること。
- (3) 森林整備面積が0.1ha以上であること。
- (4) 実施された森林整備が適切であり、健全な森林として生育することが期待できること。

- 2 知事は、前項の審査の結果を踏まえ、二酸化炭素吸収量の認証をするものとする。
- 3 知事は、二酸化炭素吸収量の認証をしたときは、二酸化炭素吸収量の数値を記載した認証書（様式第2号）を認証申請者に交付するものとする。

第6条 二酸化炭素吸収量の算定は、別に定める基準により算定するものとする。

- 2 算定する二酸化炭素吸収量は、森林の整備等が実施された期間や時期にかかわらず森林整備が完了した日が属する年度の4月1日から3月31日までの1年分とする。
- 3 植栽と下刈などの異なる内容の森林の整備等を、同一場所で同一年度に実施した場合については、それぞれの二酸化炭素吸収量を加算しないものとする。

第7条 二酸化炭素吸収量の認証及び二酸化炭素吸収量の算定に関する事項を審査するため、二酸化炭素吸収量認証委員会を置く。

第8条 認証を受けた者は、認証書を社会貢献の証として広報活動に用いることができる。ただし、認証書に記載された二酸化炭素吸収量を取引することはできない。

第9条 知事は、本要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年3月18日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

福島県知事 様

申請者 (住所)  
(企業名等)  
(代表者名) 印

## 福島県森林整備活動による二酸化炭素吸収量認証申請書

森林整備活動による二酸化炭素吸収量の認証を受けたいので、福島県森林整備活動による二酸化炭素吸収量認証制度実施要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

1 整備対象森林の所在地

福島県 ほか 筆

2 森林整備の内容

別表のとおり

3 森林整備面積

ha ※小数点以下2桁まで記入

4 添付書類

- (1) 位置図 (森林整備対象森林の位置を明らかにした縮尺5万分の1の図面)
- (2) 施業図 (樹種別、林齢別の面積を確認できる縮尺5千分の1以上の実測図又は実測図に準ずる図面)
- (3) 写真 (森林整備の実施前、実施中、実施後など森林整備状況がわかる写真)
- (4) 森林所有者等との間で取り交わした協定書等の写し

(別表)

### 森林整備の内容

整備対象森林の所在地	森林整備の種類	整備面積 (ha)	森林整備の実施時期	対象樹種	林齢	備考
計						

(記入上の注意)

- ① 「整備対象森林の所在地」の欄には、市町村、大字、字、地番を記入する。
- ② 「森林整備の種類」の欄には、植栽、萌芽整理、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、その他（具体的内容）を記入する。
- ③ 「整備面積」の欄には、森林整備を行った面積を ha 単位（小数点以下3位を四捨五入し2位止め）で記入する。なお、「計」の欄には、延べ面積ではなく実面積を記入する。（例：同一区域において植栽 1ha と下刈り 1ha を実施した場合、実面積である 1 ha として集計する）
- ④ 「森林整備の実施時期」の欄には、森林整備の実施年月を記入する。
- ⑤ 「対象樹種」の欄には、森林整備実施後の樹種を記入する。（混交林の場合には、混交割合を記入）
- ⑥ 「林齢」の欄には、森林整備実施年における林齢を記入する。（混交林で異なる林齢が混在する場合には、平均林齢を記入）
- ⑦ 「森林整備の種類」、「対象樹種」及び「林齢」が異なる場合は、それぞれ別行に記入する。

(様式第2号)

# 二酸化炭素吸収量認証書

(認証申請者) 様

平成 年 月 日付けで申請のあった森林整備活動による二酸化炭素吸収量を算定したので、次のとおり認証します。

平成 年度二酸化炭素吸収量 t-CO<sub>2</sub>

整備森林の所在地

福島県 郡・市 町・村 番 ほか 筆

森林整備の種類及び面積

ほか ヘクタール

この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、広報活動に活用することができます。  
ただし、認証書に記載された二酸化炭素吸収量を取引することはできません。

平成 年 月 日

福島県知事 印

